平成25年度 山梨県地域活性化協働事業費補助金 取り組み事例集









平成26年7月

山梨県

平成25年度 山梨県地域活性化協働事業費補助金 取組事例一覧表

【協働事業支援】

番号	団体名	事 業 名	頁
1	 山梨がんアクション協議会	ドリームキャンサープロジェクト	2
2	郷育フォーラム実行委員会	郷育フォーラム 2013 開催事業	4
3	武田勝頼・新府にらさきの会	甲斐国・歴史トレニック ~ 武田氏転生の道ウォーク ~	6
4	山梨プロボノ推進協議会	山梨スマート情報流通事業	8
5	特定非営利活動法人つなぐ	やまなしフットパス = ブランド化推進事業	9
6	山路会	「竹林コンサート」 ~世界の名曲と日本の唄特集~	1 2
7	風林火山 甲斐の虎武将隊	風林火山甲斐の虎武将隊 ~ 武田信玄公誕 生祭に全国の武将集結~	1 3
8	南アルプス山麓いやしの里づくりの会	アイドルグループとファンとの交流をきっ かけとする農村ビジネスモデルの構築	1 5
9	特定非営利活動法人 バーチャル工房やまなし	ICTを活用した地域ネットワークづくり と情報発信力向上計画	1 6

【資料】

山梨県地域活性化協働事業費補助金交付要綱・・・・・・・17

地域活性化協働事業費補助金 取 組 事 例

団 体 名	山梨がんアクション協議会
代表者名	若尾 直子
所在地	甲府市朝日 2-16-19 地域コミュニ
71 1I 1U	ティ広場花水木内

1 . 事 業 名	ドリームキャンサープロジェクト
2.実施期間	平成25年7月~平成26年3月
3.補助金額	965,000円
4 . 協働のパートナー	山梨県福祉保健部健康増進課、甲府市歯科医師会、山梨県立図書館
5.事業概要	平成24年に施行された山梨県がん対策推進条例の浸透を図ること。がんに対する検
	診の意識やきちんとした理解を持ってもらうことを目的に、山梨がんサミット(第
	7回山梨がんフォーラム)の開催や企業等への啓発の出前講座、教育現場でのがん
	に対する理解を深めるための出前授業を行う。
	また、新しいチャリティの仕組みづくりとしてのイベントを企画。
	これらを通して、がんというものを他人事ではなく、自身の問題として捉え、何が
	できるのかを考えてもらうキッカケとしてもらうことを事業の根本にしている。

がんサミット模様



がんサミット模様



出前講座



出前授業



チャリティイベント



チャリティイベント



6.事業成果	がんサミットでテーマとした「医療資源」の中で、「がん療養手帳」が平成26年度
	山梨県がん対策事業の一つとなった事は、県民の声が届いたといえる。
	また、チャリティのイベントを通じて、ボランティアで関わってくれた学生たち
	が、活動を通じて、がんというもの、自分の健康というものを考えてくれるキッカ
	ケとなった。
	企業や各地でのイベントなどでの啓発講座などは、好評で、がんや検診を考える
	キッカケとなったという声緒を多くいただけた。
	また、教育現場でのがん教育・出前授業については、がんに対するキチンとした
	理解、健康でいることのありがたさを感じてもらうことにつながった。
7.課 題	がんサミットやセミナー、講座などはしっかりとした体制で進めることができた。
	しかし、チャリティイベントは、初めての企画という事もあり、段取り等が順調に
	進まなかった点がある。また、当日のスタッフの配置等が上手くいかなった点もあ
	వ 。
	それらをクリアするために、早い段階から動き出しをし、協力してくれる新たな
	メンバーを集めることがポイントとなる。
8.今後の展開	平成 26 年度は、既に大きな事業プランを持って進み出している。
	そのための資金確保と、新たな協力者を掘り起こすことが活動の活発化に結びつ
	<.
9.補助制度に対しての	補助額の割合を、2分の1ではなく、5分の3くらいまでにしてもらえると、資
意見・感想	金確保の点で楽になる。
	また、概算払いを3分の2くらいまでに引き上げてもらえると、活動そのものへ
	の集中・注力の度合いが高くなる。

団 体 紹 介

山梨のがん医療環境の向上を市民・県民の力で。そのために、行政や医療機関をはじめとした多くの力を一つに集約していくことを活動の柱としています。

がんの啓発や適切な認識の度合いを高めること。そのための出前講座や子どもたち向けの出前授業。

患者や家族に対する支援を行っている患者会やグループの活動の下支えなど、がんを通じて、自分の健康や 大切な人の健康を考え、行動することができる人たちを、私たちの地域に増やすための活動をしています。

地域活性化協働事業費補助金 取 組 事 例

団 体 名	郷育フォーラム実行委員会
代表者名	柴田 雅央
所 在 地	甲府市相生2 2 17 甲府JC内

1 . 事 業 名	郷育フォーラム 2013 開催事業
2.実施期間	平成25年7月~平成26年3月
3.補助金額	965,000円
4 . 協働のパートナー	甲府市・山梨県金融広報委員会
5.事業概要	「大人が変われば子どもが変わる」を一貫したテーマとして、甲府市・甲斐市・中
	央市・昭和町の3市1町を対象地域として取り組んでいる「郷育フォーラム」の第7
	回目の開催(10/27)。またそれに関連した事業を実施。10月から12月にかけて、
	「郷育の心」を育むことを目的に、20団体の参画のもと、全25事業を行った。



親守詩大会模様



郷育フォーラム模様



郷育フォーラム模様



新聞紹介記事

6.事業成果

成果としては、しっかりとした組織体制の構築を図ることが出来た。また、対象地域での「きょういく」に対する取り組みを推進してきてくれていることが分った。特に、甲府市・甲斐市・中央市は「きょういくの推進」を独自に取り組んでくれており、今後どのような協働ができるのかを検討していくことにもつながっていると考えられる。

また、今回は、山梨県金融広報委員会と協働もあり、社会を構成していく要素の 一つである経済という分野での学びや気付きを地域の子どもたちに提供すること が出来た。

7.課 題 思うようにいかなかった点として、次の2点が挙げられる。 1.プレ事業・関連事業ということで、いくつかの事業を実施したが、効果的なPR が出来なかった点。 2. 郷育フォーラム 2013 当日 (10/27) の来場者が予想よりも少なかった点。 理由としては、どのタイミングで、どういったPRをすればよいかという視点で のPR戦略が不足していたと考えられる。それが、郷育フォーラム 2013 当日の来 場者数にも影響が出たものと思われる。 さらに、甲斐市・日本航空学園での開催ということで、甲斐市を中心にしたPR を行ったが、アクセス等の問題もあり、来場者数が伸びなかったものと考えられる。 今後の課題としては、プレ事業・関連事業の絞り込みを行い、参加者・来場者を分 散させずに集約し、そのためのピンポイントでのPRを計画的に行っていくことで メインの日程を一番賑やかなものとできるようにしていくことを考えていく。 そのためには、アクセスの良さや、会場全体のイメージをしっかりと伝えられる ような段取りを組むことが大事であると捉えている。 8.今後の展開 課題としても挙げたが、プレ事業・関連事業等の集約を図り、フォーラム自体の 活性化を図っていく。 その中には、単に子どもたちだけが楽しんだり喜んだりする企画だけでなく、大 人が学んだり気付いたりできるような企画を持った団体等に参画を促していく。 そのためには甲府市・甲斐市・中央市・昭和町の3市町だけでなく、他地域への 働きかけも行い、これまでの対象エリア以外への浸透も図っていくことが必要とな っていく。

9.補助制度に対しての 意見・感想

事業規模が大きいので、その補助をしてもらうことが出来ることは大変ありがた い

資金調達に割く時間を、実施のための実務に振り分けることが出来るということは、それだけ、内容の充実につながるということにもなる。

団 体 紹 介

「大人が変われば子どもも変わる」をテーマにし、多くの参画団体の特色を活かした企画をフォーラムとして 実施しています。

「ふるさと山梨の豊かさは、故郷を知り、故郷を愛することから始まる」と考えています。

その豊かさの中で、子どもの健やかな育ちと学び、大人たちの温かい心遣い。そんな山梨にしていきたいと願い、フォーラムを開催しています。

地域活性化協働事業費補助金 取 組 事 例

団 体 名	武田勝頼・新府にらさきの会
代表者名	高木 智朗
所 在 地	韮崎市龍岡町 1683-2

1 . 事 業 名	甲斐国・歴史トレニック ~ 武田氏転生の道ウォーク ~	
2.実施期間	平成25年8月~平成26年3月	
3.補助金額	1,000,000円	
4 協働のパートナー		

5.事業概要

山梨県内(甲斐国)の古道・旧街道を歩き、その道に伝わる歴史をテーマとしたウォーキング事業を実施。初回は"武田落ちの道"をテーマに、様々な個別事業とともに実施した。

1)調査・研究事業: 武田落ちの道をトレイルウォークのコースとするための調査・研究。全6回実施。前半は、定説による武田落ちの道筋と関連史跡等の確認と研究。後半は、コース策定のための具体的調査を行った。



2)運営スタッフ養成講座:ウォーキングイベント運

営に関する知識やノウハウを持つスタッフを養成するための講座。日本ウォーキング協会の 指導チームを講師として、座学と団体歩行実習等を2日間にわたって行い、参加者は延べ4 3人となった。

3)普及・広報事業(応援事業): ウォーキング大会そのものと、武田落ちの道に関わる歴史を広く知ってもらうことが目的の歴史講座、スタート会場での応援イベント、広報活動等を実施した。歴史講座は全5回開講、参加者延182人、応援イベントへの参加者は延べ419人、その他の活動に8人が関与した。



- 4)歴史トレニック事業: 3月1日~3日実施。第1日目は落花の道(韮崎市~甲斐市) 参加者121人。2日目は旧恩の道(甲府市内) 参加者92人。3日目は転生の道(大月市内) 降雪被害が残る岩殿城ルートは断念。猿橋駅までの旧甲州街道を関係者のみ40人ほどで歩く。
- 5)関連商品開発事業:ウォーキング大会参加章と記念品を兼ねた「花押入り木製通行手形」や「陣中弁当」「北条夫人願文碑拓本複製品」等を製作。通行手形は事業終了後、土産品として商品化された。



6.事業成果

46団体から協働・協賛・支援等が得られた。

協働相手4以外に、協賛・支援等を受けた団体は、10分野・42団体に及び、名ばかりの支援ではなく、当会と一体となって本事業の完遂を目指してくれた。本事業の継続的実

	施に対して大きな基盤が得られた。	
	本事業への関与・参加者は延1,028人にのぼった。	
	当会としては初めての試みであり、2月中旬の想定外の大雪被害等があったのにもかかわ	
	らず、本事業開催期間を通して、延1,000余人の関与・参加者があった。	
	ウォーキング大会運営ノウハウの獲得と今後に続く連携体制の整備ができた。	
7.課 題	告知期間を充分に確保するとともに、広告露出も含め、告知方法も再検討すること(最	
	低3ヶ月間は必要)。	
	余裕を持って実施日を設定すること。連続3日は厳しい。	
	地域活性化(経済的地域振興)面に対して具体的な方法を講ずること(目に見える形で	
	の方策の検討)。	
8.今後の展開	今後は、今回の支援・協力団体との交流・連携を深めるとともに、新たな協働体制を組織	
	し、余裕を持った計画の下に本事業を継続させたい。	
9 .補助制度に対して	市民団体が事業主体となって行う地域振興(まちおこし)に対しての助成金メニューが少	
の意見・感想	ないなか、この補助制度は有意義です。ただ、この制度に対する申請要項発表と締切との期	
	間が実質1ヶ月しかないため、この間に、協働相手となる行政に説明し、理解と協働の内諾	
	を得るのはかなり厳しい感がある。	

団 体 紹 介

武田氏の歴史資源による、地域の文化・スポーツ・経済等の振興を目的とした様々な活動をしています。「歴史トレイルウォーク」は県内の古道・旧街道等をその道に残された歴史をテーマにした長距離ウォークです。平成25年度の「武田氏転生の道ウォーク」(勝頼ウォーク)に引き続き、平成26年度は「松姫ちゃま100kmウォーク」を実施します。そのほか、「武田流花押を学ぶ会」や厚紙と布による「手づくり甲冑教室」等も計画しています。参加申込みやお問合せは、080(5014)7079(高木)まで。

H25

地域活性化協働事業費補助金取組事例

団 体 名	山梨プロボノ推進協議会
代表者名	藤原一正
所 在 地	甲府市相生

1.事業名	山梨スマート情報流通事業
2.実施期間	平成25年8月~平成26年3月
3 . 補助金額	250,000円
4 .協働のパートナー	山梨県情報政策課
5.事業概要	近年のスマートフォンやタブレット等の情報端末の技術の進展に対応することで、
	よりよい地域の情報発信を行うことを目的として本事業を実施しました。近年スマー
	トフォンやタブレットなどの情報端末の利用が著しくなり、様々なコンテンツを情報
	発信することが可能となります。
	具体的には地域の情報を文字や画像、映像で作成し、その場所で見るためにQRコ
	ードを使い、スマートフォン端末等で見ることができるようにしました。まずモデル
	エリアとして甲府遊亀公園付属動物園を取り上げ、動物園内の動物の説明をタブレッ
	トやスマートフォンで見ることができるようにしました。さらに、プロボノ活動への
	理解を深めるためにプロボノ活動の第一人者である嵯峨生馬氏をお呼びし「プロボノ
	ミーティング」を開催いたしました。
6 . 事業成果	プロボノミーティングを開催し、新聞に掲載していただいたことで、あまりなじみ
	のない言葉である「プロボノ」という言葉を告知することができたのではないかと思
	います。アンケートの結果でも多くの方にプロボノについて理解できたというご意見
	を頂いております。また、動物園にて看板を設置し、情報端末を利用したコンテンツ
	の配信を行うことも、新聞に取り上げられ、活動の良さをアピールできたのではない
	かと思います。今後、このような地域づくり活動に関して、プロボノを活用して行う
	ことができれば、よりよい社会の実現が可能になると考えます。
7.課 題	今回は活動の場を動物園という場に限定したために、プロボノ活動を行う人材が限
	定されてしまい、多くの方にかかわっていただくことができませんでした。今後は、
	多くの方の専門知識や専門経験を生かして、プロボノ活動を行うことができるような
	場を作っていきたいと考えています。
8.今後の展開	今回行った事業を基に、場所を山梨県内ととらえ、またより幅広い方々がプロボノ
	に参加できる仕組みを作りたいと考えます。山梨県内で活躍する方々にこのようなボ
	ランティア活動があるんだということの認知を増やしていきたいと思います。
9 .補助制度に対して	今後もこのような制度を続けていただきたいと思います。
の意見・感想	

団 体 紹 介

我々は2012年から山梨県内で様々なプロボノ活動を実施してきました。今後は多くの方々に職業を生かしたボランティア活動を行っていただくための仕組みを企画していきたいと考えております。

1.事業名

地域活性化協働事業費補助金 取 組 事 例

団 体 名	特定非営利活動法人つなぐ
代表者名	田中 育夫
所 在 地	山 梨 県 甲 府 市 丸 の 内 1-11-1 ポレスターステーションシティ甲府 1207



2.実施期間	平成25年7月~平成26年3月							
3.補助金額	890,000円							
4.協働のパートナー	フットパスの楽校昭和町、山梨県立大学吉田ゼミ、山梨県国民文化祭課							
5.事業概要	長引く不況や市場ニーズの変化による製造業の落ち込み等により、首							

やまなしフットパス = ブランド化推進事業

長引く不況や市場ニーズの変化による製造業の落ち込み等により、首都圏に位置するにも関わらず山梨県の地域経済は低迷を続けている。地域における雇用の悪化は深刻な状況が続き、多様な地域人材の活用策が求められているが、地方財政は厳しく、超高齢化社会のなかで、ふるさとづくりの担い手の養成は難しく、企業の雇用も改善の兆しが見られない。中心市街地は空洞化し、地域コミュニティは消失しつつある。こうした状況の打開策のひとつとして、地域人材を活用した有効なソフト事業が各地で模索されている。

このような社会情勢の中で、国民の健康志向は高まりをみせ、手軽な運動となるウォーキング人口も年々増加する傾向にあり、近年の山ブームにも伺えるように、人々の「歩く」事に対する関心が大きくなっている。さらに今後の展開として、ただ歩くだけでなく、地域文化や歴史を知り、地域ならではの食や産業に触れ、人と交流する「新しい歩き」のニーズが出てきている状況である。



平成24年に山梨県で開催された国民文化祭においても「フットパス」は主要事業として採択され、特定非営利活動法人つなぐは県内のフットパス運動を中心的に担い、フットパス・ルートの開発と、それを案内(ガイド)する人材養成に取り組んできた。今後更なる人材育成を行い、住民主導の地域づくりとフットパスの全県的(更には全国的)な受け皿づくりと、その活用の場づくりを行うことをめざす。

6.事業成果

各地の地域リーダーも積極的に自主講座等を主宰し、毎月の企画運営会議で 情報交換を行い、各団体が活動内容を共有し補完しあっている。



「婚活」をキーワードに勉強会を開催。雪害で順延となった婚活フットパス も3月9日に第一回を挙行した。山梨県サイト「婚活やまなし」でも情報を発 信中。



様々な人や団体、企業が多様なかたちで事業に参画している。婚活フットパスにはボランティア団体にも参画いただいた。





7.課題

山梨県をフットパスの先進県にしようという目標のもと集まった、ゆるやかなつながりを持つ団体である「やまなしフットパスリンク」。特定非営利活動法人つなぐが中心となり、この組織をさらに充実した組織にし、各市町村にコーディネーターを配置してまちづくりのソフト面を担う基盤整備を行い、ガイドブックづくりやフットパスツアーを日常的に行える環境づくりを進めたい。この活動はあたらしいコミュニティづくりであり、高齢者の生き甲斐づくりであり、ふるさと再生のための初めの一歩である。

8. 今後の展開

今後は、ふるさとづくりの担い手を養成するための交流の機会として、幅広い健康増進を目的としたボランティア団体の参画も得ながら、婚活フットパス

事業などを行い、フットパス事業が様々な団体のミッションとのリンクが可能 であることを示したい。今後は更に連携先を模索し、「フットパス」という言 葉が山梨で日常的に語られるようにしたいと思う。



意見・感想

9.補助制度に対しての │ 総事業費としての上限は大きく、事業系の NPO には有効な施策であると感じるが、 ボランティア団体など、事業基盤の弱い団体には敷居が高いように思う。

団 体 紹 介

特定非営利活動法人つなぐ

田中育夫(山本育夫_活動するときのネーム)が理事長を務める NPO 法人。2003 年に特定非営利活動 法人つなぐ(つなぐ NPO)を創設し。山梨県下の全市町村のフットパスガイドブックづくりをスター トし、同時にまちやミュージアムを楽しむ友の会を設立、200 名の会員と、毎月、2、3 回のフット パスツアーを実施してきました。山梨県は四季折々の豊かな自然景観と、歴史的資源をはじめとし た文化資源、果樹畑をはじめとした田園風景、里山、河川などが県内各地に豊富に存在するなど、 歩いて回るのに適した地域特性を備えています。こうした状況を背景に、一部の自治体などが、地 域が持つ資源を生かすソフト事業としてフットパスに着目し取り組みを始めています。特定非営利 活動法人つなぐはこれからも「フットパスの伝道師」として活動を続けて参ります。

つなぐ NPO 公式サイト:http://www2a.biglobe.ne.jp/~yamaiku/ やまなしフットパスリンク公式サイト:http://www.footpathlink.net/



地域活性化協働事業費補助金 取 組 事 例

団 体 名	山路会				
代表者名	深沢 新次郎				
所 在 地 西八代郡市川三郷町宮原 1 3 8					



1 . 事 業 名	「竹林コンサート」 ~世界の名曲と日本の唄特集~
2.実施期間	平成25年7月~9月
3.補助金額	170,000円
4.協働のパートナー	市川三郷町教育委員会
5.事業概要	少子高齢化・過疎化の進行する市川三郷町の宮原地区において、地域の活性化と住
	民の絆の強化、文化の向上をめざし、地域の里山の麓の竹林で、外部の演奏家を招
	いて「竹林コンサート」を実施した。
6.事業成果	「地域の持つ環境の力を引き出す」取り組みとして、「竹林コンサート」を実施す
	ることで、聞き手のみならず奏者にとっても独特の趣を感じられ、「野外の魅力」
	を引き出すことができた。また、町教育委員会と協働で行えたため、町内外に広く
	事業の周知や質の高い演奏、竹林の魅力を伝えることができた。さらに、この演奏
	会のために、山路会を中心に地域の方々も共に準備を進めることにより地域住民と
	の絆も深めることができた。
7.課 題	野外ステージの設営等には若い世代の力が必要。
8.今後の展開	今後も、「手作り事業」の良さを失うことなく、広く大勢の人たちに喜ばれる事業
	を企画していきたい。

団 体 紹 介

高度経済成長と化石燃料化の時代が進行すると、暮らしに欠かせなかった里山が、人々から見捨てられ、やがては里山が人々を寄せ付けなくなりました。そこで、幼い日山で遊び、あるいは若い時に山仕事した記憶のある有志が集まり、「山路復活大作戦」と称して昔の山路(やまじ)を復活させ、子供から高齢者まで楽しめる遊歩道を作りました。これが「山路会」の発端です。 (http://outdoor.geocities.jp/kaiyamaji/)

モッ

- 1) 遊び感覚で、自由意志で誰でも参加できる、自主的な地域住民活動をする集まり。
- 2) 遊びだから、組織(会則・会員制・役員・・)を作らず、既成組織の邪魔をしない。
- 3) 自分たちがまず楽しむのだから、ボランティアをかざさない。
- └4) 自主自立でいたいから、行政や他の団体に頼らず協働をすすめていく。

地域活性化協働事業費補助金 取 組 事 例

団 体 名	風林火山 甲斐の虎武将隊				
代表者名	伊藤由香				
所 在 地	山梨県笛吹市八代町南 11-2				

	T									
1 . 事 業 名	風林火山甲斐の虎武将隊 ~ 武田信玄公誕生祭に全国の武将集結 ~									
2.実施期間	平成25年7月より~平成26年2月									
3.補助金額	708,000円									
4.協働のパートナー	平成 25 年度山梨県地域活性化協働事業 NPO 風林火山甲斐の虎武将隊の協働相手									
	桔梗屋、恵林寺、清白寺、山梨県観光フィルムコミッション部、ローズファーム、									
	武田家旧温会、韮崎勝頼の会、山梨市									
	第一回元祖武田赤備えまつり&武田信玄公誕生祭イベントでの協賛企業									
	桔梗屋、ササキフーズ(キッチンリーフ)、信玄食品、デリシャス通り、富士野屋									
	夕亭、ハッピーカンパニー、角市、アドイング、山梨 CATV									
5.事業概要	山梨県にゆかりが深く海外でも大変知名度が高い戦国武将である「武田信玄公」と									
	信玄公を取り巻く武将をテーマとした「風林									
	火山 甲斐の虎武将隊」が信玄公の菩提寺の									
	恵林寺を拠点(ホーム)とし活動。本物の甲									
	胃や刀·軍配を装着し全国各地にある武将隊 2000									
	の甲斐国代表として観光施設や県内外のゆ									
	かりの地へ出向き、観光客に対する時代を超									
	えた「おもてなし」(山梨県の観光名所や名									
	産品等の案内、演武、剣舞・伝統儀式・寸劇									
	、記念撮影等)を行い観光営業部隊として山									
	梨県をPRする。また、全国の代表として武将 2013 12月14 H(L)15H(H)開催									
	隊が集結するイベントやお祭りに出向き、全									
	国の武将とコラボし、観光地等名所案内やP									
	R、コラボ演武、剣舞・伝統儀式・協同寸劇、									
	記念撮影、山梨県のパンフレット配布等を行い、世界や県外観光客へ山梨県の魅力									
	発信等を行った。また、「元祖武田赤備え祭り&信玄公誕生祭」を開催した。									
6 . 事業成果	「恵林寺おもてなし」では恵林寺へ来て									
	くださる観光客の年間通しての増加と、									
	知名度の向上がみられた。									

「元祖武田赤備え祭り&信玄公誕生祭」では、各地域の武将隊(白石城戦国武将隊 奥州片倉組、山形おきたま愛の武将隊、越後上越上杉おもてなし武将隊、忍城おも てなし甲冑隊、信州上田おもてなし武将隊、清洲城武将隊桜華組、岐阜城盛り上げ 隊等)に山梨県の良さを体験していただき、各地に帰ってツイッターやブログ、フェイスブック等で山梨県の良さを共に広めてくれた。全国の武将隊ファンはもとよ り、チラシやポスターを見た武将隊を知らない開催場所付近の地域の方々が大勢来

てくれた。出演した武将隊やゆるキャラ、アイドル、アーティスト、また、市の職員や観光協会とも繋がりが生まれ、お互いにどの様に観光推進と地域活性化を進めていくかの手法等を話し合う場が創出でき、参考となった。







7.課題 開催場所が二転三転し、屋台等の露店の設置等の関係上、手続きが難しく屋外でのステージ構築費用が天候により過大にかかったので、次回からはホール等を貸切で行いたい。事前広告をもっと広く速く県外へ向けてするべきだった。

- 8.今後の展開 県内のみの活動で広告能力が少なかった。来年度よりは、ツアー客や団体客等を中心に旅行会社等とコラボをし、全国からの集客と海外へ(インドネシアやフランス等)アプローチを進めて行く予定である。
- 9.補助制度に対しての 意見・感想 「対象として欲しいです。そして4月より使える補助金として欲しい。また、市町村などの目的を同じとする助成金と併用できるようにして頂けるともっと地域活性化が進むと思います。

団 体 紹 介

信玄公の世界的な知名度にあやかり、400年前の戦国時代より武将の魂が甦って来たという設定で、「山梨県おもてなし隊、風林火山 甲斐の虎武将隊」で信玄公の菩提寺である恵林寺を中心に客人へのご挨拶や観光案内や記念撮影などの、おもてなし活動中。山梨県をの良い所を世界的に PR をすべく県外の大規模イベントやお祭りにも参加している。それにより、より多くの観光客を増やし、山梨県全体の地域を統一し「甲斐国おもてなし」の観光客を受け入れられる体制を作り、山梨県全域での地域を活性化し経済効果を狙う。

また、各地域の寺社仏閣や観光資源の発掘とその維持、次世代への文化・芸術の継承を目的とする。また武 将隊を通じて、隣県との行政や企業などの協力体制を強化中。現在、ラジオやテレビの取材依頼もあり、海外 (インドネシア・フランスなど)からも日本代表の戦国武将隊として注目されている。

只今、武将の魂が乗移っている山梨県在住の 20~40 歳くらいまでの一緒に活動出来る男性を募集中です! (オーディション有り)

地域活性化協働事業費補助金 取 組 事 例

団 体 名	南アルプス山麓いやしの里づくりの会							
代表者名	三枝正揮							
所 在 地	南アルプス市小笠原 1368-5							
1 . 事 業 名	アイドルグループとファンとの交流をきっかけとする農村ビジネスモデルの構築							
2. 実施期間	平成25年8月~平成26年3月							
3.補助金額	3 4 8 , 0 0 0 円							
4 .協働のパートナー	山梨県農政部担い手対策室、(有)シャイニングウィル							
5.事業概要	県とともに企業を長期的に農村地域に呼び込み、企業との交流を通して、個人的な固定客							
	の獲得や新しい販路の開拓といった多面的な経営基盤を持つ農業経営のビジネスモデルを							
	構築していく。							
6.事業成果	シャイニングウィルに所属するアイドルグループ AeLL.とそのファンが当会の各ほ場に農							
	業体験に訪れたことで、農業体験のメニュー作りが進んだ。企業 ************************************							
	との連携は景況に左右されることも多く、今回構築した体験メニ							
	ューはどんな企業やどんな客層にも適用できる基礎的なものとな							
	った。今後は景況など状況の変化にも耐えうる普遍的価値を見出							
	すメニューへと昇華させなければならないと感じている。							
7.課 題	農業は天候に左右されることが多く、体験日が決まっていたとしても予定通りにいかない							
	ことがあった。その際、柔軟な対応ができるようにしておかなければならないし、体験者に							
	対しても天候に左右される農業の実像をよく理解してもらうよう伝えていく必要がある。							
	また、都市住民を農村に呼び込む場合は、交通事情に配慮した時間設定やメニュー作りが							
	必要となってくる。東京から車で来た場合は談合坂 SA や小仏トンネル付近で渋滞に巻き込							
	まれることが多く、予定を大幅に変更せざるをえない。							
8.今後の展開	交通渋滞は抜本的な対策を講じない限り慢性的に続くことが考えられ、当会の力の及ぶこ							
	とではないので、現実的には、ゆっくりと楽しむ宿泊タイプの体験メニューを構築していく							
	ことが必要である。							
	また、農村側が福利厚生や社会貢献を強調するメニューに偏ると企業との関係が景況に左右							
	されやすくなるので、研修等企業の経営面にメリットを提供できる内容を考えていきたい。							
9 .補助制度に対して	セクションにとらわれない横断的な使い方ができる補助金だと思う。							
の意見・感想								

団 体 紹 介

ロケーションの良さがここで活動を始めようと思ったきっかけでした。この素晴らしい場所を都会の方々に知っていただいて、ここで南アルプスを思いっきり楽しいでほしい、そんな願いがいやしの里づくりの始まりとなりました。畑での農業体験や開墾ほ場でのキャンプ体験、サバイバル体験、そして畑のバックヤードにそびえる櫛形山での山岳レジャーなど、自然をまるごと楽しむネイチャーテーマパークが南アルプスにはあります。

http://www.iyashinosato.org/

地域活性化協働事業費補助金 取 組事 例

団 体 名	NPO 法人バーチャル工房やまなし							
代表者名	小野 智弘							
所 在 地	山梨県甲府市上今井町(甲府事務局)							



1 . 事 業 名	ICTを活用した地域ネットワークづくりと情報発信力向上計画
2.実施期間	平成25年8月~平成26年3月
3 . 補助金額	169,000円
4.協働のパートナー	山梨県企画県民部情報政策課、(株)カルク
5.事業概要	絆ネットワークポータルサイトの運営を通して、地域の人たちが情報を収集・発信・交流できるネットワークづくりを行なう。そのためのICT技術・ツールの活用のしかたを広く支援していく。
6.事業成果	「絆ネットワークフォーラム」の開催を通して、各市民団体がその活動を紹介し合い、
	地域の課題を自分たちの課題と考え、その解決に臨むには、協働による市民のマンパ
	ワーが繋がり合い、絆を深めて取り組むことの必要性を考える機会の提供が出来まし
	た。それにより、地域の課題を解決する為のネットワークづくり、協働による活動の
	重要性をアピールするこが出来たと思われます。
	また、協働によって事業を進めた結果、地域課題の解決に取り組む人たちとの連携を
	推し進め、企業から得られた最新のICT関連の情報を「ICT研修会」「絆場」を通し、そ
	れを必要とする団体などと共有することが出来ました。
	更に、絆ネットワークポータルサイトの運営を通し、大雪による災害時などに素早く
	地域の人たちが情報を発信・収集するこができ、ネットワークの成果になりました。
7.課 題	地域課題の解決に向けた連携・ネットワーク化を拡大するには、情報を集
	約・発信できるICTを使いこなす技術の更なる普及が望まれます。
8.今後の展開	ICT 活用研修や地域課題を一緒に考えるフォーラムの開催を通じて、多様な人々
	による地域の連携、人の繋がりを拡大させることができると考えます。
9.補助制度に対しての	所有する資金に限りがある為、申請するのが難しいと思われます。
意見・感想	

団 体 紹 介

本法人は、障害者がICT技術の活用した社会的自立と社会経済活動参加を促進させる為、主に障害者の在宅就労支援する活動を行い、もって障害者福祉の向上と障害者の自立意識の高揚・環境の整備に寄与することを目的として活動しています。また、ICT学習センターを運営して障害者のICT技術習得の支援も行っています。



山梨県地域活性化協働事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県地域活性化協働事業費補助金(以下「補助金」という。)については、予算の 範囲内において交付するものとし、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、NPO等の民間団体と県や市町村、企業等の多様な主体との協働を推進するとともに、民間団体が地域の課題を自主的に解決していく事業や活動(以下「事業等」という。)を支援することにより、地域の活性化を図ることを目的とする。

(補助対象者)

- 第3条 補助の対象となる団体は、次の要件全てに該当する営利を目的としない民間団体とし、 法人格の有無を問わない。
 - (1) 山梨県内に事務所を有し、かつ県内を中心に活動していること
 - (2) 10人以上で構成されていること

(補助対象事業等)

- 第4条 補助の対象となる事業等(以下「補助事業」という。)は、県又は市町村と民間団体等2 者以上が協働して地域の諸課題の解決に当たる事業で、次に掲げるものとする。
 - (1) まちづくりの推進を図る事業等
 - (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る事業等
 - (3) 環境の保全を図る事業等
 - (4) 教育・文化・スポーツの振興を図る事業等
 - (5) 国際化の推進を図る事業等
 - (6) 地域の安全を図る事業等
 - (7) その他地域の活性化に資するものと知事が認める事業等

(補助率、補助限度額等)

- 第5条 補助率は、補助対象事業費の1/2以内とし、補助金額の千円未満の端数は切り捨てる。
- 2 補助回数は、制限を設けない。
- 3 補助限度額は、100万円とする。
- 4 補助対象事業費が、30万円未満の事業等は補助の対象としない。
- 5 補助対象経費は、別表のとおりとする。
- 6 行政機関、公益財団法人、民間企業など他の機関から助成を受ける事業等は、補助の対象 としない。

(募集)

第6条 募集は、別に定める募集要項により行う。

(補助金の交付申請)

- 第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、所定の期日までに、 山梨県地域活性化協働事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、知事に 提出しなければならない。
 - (1) 事業計画書(様式第1号の2)(事業概要図を添付すること)
 - (2) 収支予算書(様式第1号の3)
 - (3) 申請団体調書(様式第1号の4)及び会員名簿
 - (4) 協働団体名簿(様式第1号の5)
 - (5) 誓約書(様式第1号の6)
 - (6) その他知事が必要と認めるもの

(調査)

第8条 知事は、前条の書類を受理し、必要と認めるときは、申請内容等について申請者から 聴取等の調査を行うことができる。

(審査)

- 第9条 審査は、一次審査(書類等)及び二次審査(選考委員会)により行う。
- 2 選考委員会の審査方法については、別に定めるものとする。

(補助金の交付決定)

第10条 知事は、前条の審査に基づいて、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

(補助事業の変更等)

- 第11条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金交付の決定を受けた後、次の各号の一に該当する場合は、予め事業内容変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)により知事の承認を受けなければならない。
 - (1) 補助事業を中止し又は廃止しようとする場合
 - (2) 補助事業の内容又は経費の配分の変更(ただし、補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合を除く。)をしようとする場合
 - (3) 交付決定を受けた補助金の額に変更をきたす場合(ただし、補助事業の目的の達成に 支障をきたすことなく、かつ、事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金 の額の増額を伴わない場合を除く。)
- 2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容又はこれに付し た 条件を変更することができる。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、知事から規則第10条の規定により補助事業の遂行状況に関する報告を求められた場合は、速やかに書面により報告しなければならない。

(実績報告書)

第13条 補助事業者は、補助事業終了後又は廃止の承認を受けたときは、実績報告書(様式

- 第4号)に次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- (1) 事業報告書(様式第4号の2)
- (2) 収支決算書(様式第4号の3)
- (3) 経理関係書類(領収書の写し等支出の実績が証明できるもの)
- (4) その他知事が必要と認めるもの
- 2 前項の規定による実績報告書の提出期限は、補助事業の終了日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までとする。

(補助金の額の確定)

第14条 知事は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、その内容を審査のうえ補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第5号)により補助事業者に通知する。

(補助金の交付)

- 第15条 補助金の交付については、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、 概算払いとすることができる。
- 2 補助事業者は、前項但し書きの規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の事実を明らかにした証拠書類を整理 し、かつこれらの書類を補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保 存しなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産」という。)については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間を経過するまでは、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(様式第7号) を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合、原則として交付した補助金のうち取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から 第1項で定める期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 山梨県地域活性化促進事業費補助金交付要綱(平成13年5月14日施行)は廃止する。 ただし、山梨県地域活性化促進事業費補助金交付要綱に基づき交付された補助金については、 この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

(別表)補助対象経費

食糧費、事務費・人件費等の経常的な運営費及び研修旅費並びに恒久的施設の維持・整備費 を除く、次に掲げる事業等に要する経費とする。

科	目	内
謝	金	演奏者、講師、アドバイザーなどへの謝礼等
H93	- 312	NO LIC MITTHER OF THE PROPERTY
旅	費	演奏者、講師、アドバイザーなどへの旅費等
消耗品	費	舞台、看板などの飾り付け用品、食材などの材料、チラシ印刷用紙、封筒、 競技・イベントなどの消耗品の購入費等
印刷	費	パンフレット、ちらし、ポスター、賞状、報告書などの印刷費等
修繕	費	事業目的を達成するために必要不可欠な備品等の修繕費
借上	料	音響、照明などの機器、会場、自動車、縫いぐるみなどの用具の借上代等
郵送運搬	设費	事業等に係る郵送料、機器の運搬費等
保険	料	イベント等の保険等
備品購 <i>入</i>	費	事業目的を達成するために必要不可欠な備品の購入費。ただし、1件あたり 10万円以内とし、総額20万円以内とする。
その他知	事か	事業実施に必要と認める経費

- 20 -

様式第1号

 第
 号

 平成
 年
 月

 日

山梨県知事 殿

所 在 地 団 体 名 代表者名 印 T E L

平成 年度山梨県地域活性化協働事業費補助金交付申請書

このことについて、別紙計画書のとおり実施したいので、山梨県地域活性化協働事業費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 交付申請額 円
- 2 事業計画書 (様式第1号の2)
- 3 収支予算書 (様式第1号の3)
- 4 申請団体調書(様式第1号の4)及び会員名簿
- 5 協働団体名簿(様式第1号の5)
- 6 誓約書(様式第1号の6)
- 7 その他添付書類

事 業 計 囲 書 事 業 名 事業の目的(地域の課題等を明確にしたうえで記載してください) 事業の概要 (詳細は別紙に記載してください) 期待される事業効果(事業の成果、他地域への波及効果などを記載してください) 次年度以降の事業展開 協働する必要性など 協働することによる相乗効果 事業の役割分担 ・団体の役割 ・県又は市町村の役割 ・企業等の役割

用紙が足りない場合は適宜追加してください。 参考となる資料がある場合は別に添付してください。

事業の詳細、実施方法、実施スケジュールなどを記載してください。

	カツス・スパス・スパス・スパス・スパス・スパス・スパス・スパス・スパス・スパス・ス			全加工粉
個別事業名	事業の詳細	実施期日	<u></u>	参加人数

団体等の年間事業全体ではなく,補助対象となる事業のみを記載してください。

収 支 予 算 書

収入の部 単位:円

科	目	予	算	額	禾	責	算	の	根	拠	備	考
合	計											

支出の部 単位:円

科	目	予	算	額	積	算	の	根	拠	備	考
合	計										

団体等の年間予算ではなく、申請に関わる事業収支のみを記載してください。 支出の部〔科目〕欄には、「(別表)補助対象経費」の科目を記入してください。

申 請 団 体 調 書

団体	名						
代表	者	氏名			年齢	歳	
		住所 〒					
		電話			ファックス		
主たる事 の所在地 または、 !		住所	(事務担当者 〒	舌) あり			
当者連絡		電話	者 職・氏名	í	ファックス		
		2 代表者	に同じ				
設立年月	月日	年	月 日(活動歴	年)		
団体の目	目的						
情報多	発 信	HP(URL:)会報	等、その他・	()
会 員	等	個人会員 法人会員 年間会費	名(年		円) 円) 円		
		平成	年度	平成	年度	平成	年度
活 動 🥫							

補助金交付申請団体の概要をご記入ください。

活動内容がわかるパンフレット・チラシ類、総会資料等があれば添付してください。

協働団体名簿

	ふりた	が な		
	団 体 名	Š		
	団 体 ほ	主所	〒	
協働相手	代表者	氏 名		ED ED
相	担 当 部 担 当 者	署 · 氏 名		
	担当者連			
	(電話番			
	(E-mail	l)	_	
	住	所	〒	
	ふりた	が な		
	団 体 名	当		
	団 体 ほ	主所	〒	
		± //i		
協働相手	代 表 者	氏 名		印
相 手	担 当 部 担 当 者	署 · 氏 名		
	担 当 者 連 (電 話 番			
	(E-mail			
	 住	所	₸	
	ふ り <i>t</i>	がな		
	団 体 名	当		
		+ cr	-	
	団体は	主所		
協働	代 表 者	氏 名		印
協働相手	担 当 部 担 当 者	署 ・ 氏 名		
	担 当 者 連 (電 話 番			
	(E-mail			
	住	· 所	₸	

3者以上の協働相手がいる場合も同様に記載してください。

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は団体の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 自己、団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的 をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若 しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6)下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体 又は個人ではありません。

平成 年 月 日

樣

〔 法人、団体にあっては事務所所在地 〕

住 所

〔 法人、団体にあっては法人・団体名、代表者名 〕

(ふりがな)

氏 名

印

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

様式第2号

 第
 号

 平成
 年
 月

 日

殿

山梨県知事
印

平成 年度山梨県地域活性化協働事業費補助金の交付決定について(通知)

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあったこのことについては、 山梨県補助金等交付規則及び山梨県地域活性化協働事業費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり交付決定します。

なお、補助対象事業費の決算額が山梨県地域活性化協働事業費補助金交付要綱第5条第4項 に規定する金額を下回った場合には、補助金を交付しませんので、御留意ください。

交付決定額 円

第号平成年月日

山梨県知事 殿

所 在 地 団 体 名 代表者名 T E L

印

平成 年度山梨県地域活性化協働事業費補助金事業変更(中止・廃止)承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあったこのことについて、次の理由により事業計画を変更(中止・廃止)したいので申請します。

- 1 変更(中止・廃止)の理由
- 2 変更(中止・廃止)の内容

(変更の場合:交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面を添付すること。)

様式第4号

 第
 号

 平成
 年
 月

 日

山梨県知事 殿

所 在 地 団 体 名 代表者名 T E L

平成 年度山梨県地域活性化協働事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定の通知のあった補助事業について、その実績を次のとおり報告します。

- 1 事業報告書 (様式第4号の2)
- 2 収支決算書 (様式第4号の3)
- 3 その他添付書類

事業報告書

						 -		
個別事業名	事	業	の	詳	細	実施期日	実施場所	参加人数

事業の	双果 及	ひ今	後の	取り	組み

協働の成果を重点的に記載してください。

収 支 決 算 書

収入の部 単位:円

科	目	予	算	額(A)	決	算	額(B)	決算額の内訳	比較増減(B)-(A)
合	計								0

支出の部 単位:円

科	目	予	算	額(A)	決	算	額(B)	決算額の内訳	比較増減(B)-(A)
合	計								

支出の部〔科目〕欄には、「(別表)補助対象経費」の科目を記入してください。

 第
 号

 平成
 年
 月

 日

殿

山梨県知事
印

平成 年度山梨県地域活性化協働事業費補助金の額の確定について(通知)

平成 年 月 日付け 第 号で実績報告のあったこのことについては、山梨県地域活性化協働事業費補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり補助金の額を確定します。

確定額円

様式第6号

 第
 号

 平成
 年
 月

 日

山梨県知事 殿

所 在 地 団 体 名 代表者名 T E L

平成 年度山梨県地域活性化協働事業費補助金概算払い請求書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定のあった補助事業 について、次のとおり補助金の概算払いを請求します。

1 概算払い請求額

円

2 内 訳

補助金交付	既	概	算	差	引	額	今	回	概	算	<i>(</i> #	-1×
決 定 額	交	付 額			-	=	請	求	額		備	考

- 3 概算払いの理由
- 4 支払い方法
 - (1) 銀行名 銀行 支店
 - (2) 預金種別 (当座・普通)
 - (3) 口座名義
 - (4) 口座番号

様式第7号

 第
 号

 平成
 年
 月

 日

山梨県知事 殿

所 在 地 団 体 名 代表者名 T E L

財産処分承認申請書

平成 年度山梨県地域活性化協働事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を次のとおり処分したいので、山梨県地域活性化協働事業費補助金交付要綱第17条第2項の規定により、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類